

市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう異なる日付を設定することも可能。

※高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定している。

※高齢者施設の入所者及び従事者への接種体制構築までのスケジュール（目安）については、参考資料参照。

1. 市町村における衛生部局と介護保険部局の連携構築

- 円滑な予防接種の推進を図るため、市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。
- 介護保険部局については、主に以下の役割が想定される。
 - ・都道府県の協力を得ながら、管内市町村の高齢者施設を把握
 - ・高齢者施設の入所者の接種場所と接種対象者のうち当該施設での接種を予定する者（以下「接種予定者」という。）の人数（概算）の把握
 - ・当該施設内での接種を要する場合において、接種医の確保が困難な施設の把握と接種医の調整（衛生部局において作成された接種実施医療機関リストを用いたマッチング作業等）
 - ・高齢者施設の入所者と同時期の接種を行うことを希望する従事者名簿の取りまとめ
 - ・接種券付き予診票の発行 等

2. 管内高齢者施設の把握【1月下旬～2月上旬】

- 市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握する。

3. 高齢者施設への接種体制の説明と被予定者数（概算）等の提出依頼【2月上旬】【様式1-1、1-2】

- 市町村は、管内の高齢者施設に対して、当該市町村の接種体制（接種できる医療機関や市町村会場等）を説明する。その際、高齢者施設の入所者については、接種場所の例外（住民票所在地以外での接種）に該当する者も少なくないと考えられることから、住民票所在地の市町村が発行する接種券の入手方法などを丁寧に説明すること。
あわせて、市町村は、高齢者施設のうち、医療の提供を行う介護保険施設については、サテライト型接種施設にもなり得ることから、当該施設で接種を希望する場合には、集合契約等、接種に必要な手続きについても説明を行う。
- 市町村は、接種開始前までにワクチンの必要量の目安や接種医の調整、巡回接種の検討等を行う必要があることから、高齢者施設への接種体制の説明と合わせて、以下について施設から市町村へ報告するように依頼する。
 - ・入所者の平時の定期接種を踏まえた接種場所
 - ・当該施設での接種予定者数（概算）（従事者が同時期の接種を希望する場合は、その数を含む）

- ・ 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
- ・ 当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）の確保が困難な施設
- ・ その他、市町村が必要とする事項

4. ワクチンの必要量の想定【3月上旬】

- 市町村は、都道府県から分配されたワクチンを、管内の接種実施医療機関へ適切に分配するため、上記3の報告に基づき高齢者施設での接種に必要なワクチン本数（概算）を把握する。その上で、ワクチンの流通単位を踏まえた効率的な予防接種が実施されるように努める。

5. 接種場所の調整【3月】

- 市町村は、上記3で把握した以下の事項について、郡市区医師会の協力を得ながら、高齢者施設（この場合、接種場所）と接種実施医療機関とのマッチングを行う。
 - ・ 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）に該当しない場合における当該施設内での接種を希望する施設（主に介護老人福祉施設を想定）
 - ・ 当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関（基本型またはサテライト型接種施設）の確保が困難な施設
- 上記の調整については、原則、基本型接種施設又サテライト型接種施設から選定することを想定しているが、市町村が設置した会場での接種や巡回接種のためのチームによる複数施設の同日接種も差し支えない。
- 接種医又は巡回接種など方針が決定した場合は、希望した高齢者施設へ報告する。

6. 接種券付き予診票の作成【3月】【様式2】

（高齢者施設の入所者と従事者の同時期の接種に該当する施設のみ）

- 市町村は、高齢者施設の入所者と同時期に接種する従事者に「接種券付き予診票」を発行するため、「医療従事者等優先接種予定者リスト」（医療従事者等と高齢者施設等従事者に共通に用いる様式あり。以下「リスト」という）の提出を高齢者施設に依頼する。
- 市町村が、高齢者施設から提出されたリストをワクチン接種円滑化システム（V－SYS）に入力すると、従事者のための「接種券付き予診票」が電子媒体で出力される。予診票にはリストに記入した氏名等が予め記載されており、市町村は1人につき2枚の予診票を印刷し、高齢者施設を通じて接種対象者に配布する。

7. 高齢者施設の従事者に居宅サービス事業所等の従事者を含める場合の対応【3月～4月上旬】【様式4】

- 市町村衛生部局が、介護保険部局と連携し、
 - ・ 必要に応じて都道府県にも相談した上で、
 - ・ 地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえた上で、高齢者施設の従事者の範囲に居宅サービス事業所等の従事者を含め、優先接種の対応とする旨を決定する。
- 当該決定を行った市町村は、介護保険部局から管内の居宅サービス事業所等に対して周知及び「登録様式」の配付を行う。
※「登録様式」では、法人名、事業所名、所在地、事業所連絡先、管理者氏名及び対応予定人数等を記載。
- 市町村介護保険部局は、居宅サービス事業所等からの登録を取りまとめ、リスト（以下「登録リスト」という。）として保管する。

（登録リストの活用方法）

- 市町村介護保険部局で取りまとめた登録リストの活用方法としては、以下が考えられる。
 - ・ 市町村介護保険部局において、当該市町村におけるワクチンの追加見込み量の概数を把握し、衛生部局と連携することが考えられる。
 - ・ 地域において病床がひっ迫した場合において、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業所等」という。）が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に対する訪問系の介護サービスの必要性の検討の結果、サービスを提供することとなる場合、
 - － 居宅介護支援事業所等は市町村介護保険部局に対して、特定の居宅サービス事業所が登録リストに登載されているかどうかを照会することや、
 - － 登録されていない場合、市町村介護保険部局が居宅介護支援事業所等に対して、登録されている他の居宅サービス事業所を紹介することが考えられる。また、居宅介護支援事業所等から求めがある場合は、市町村介護保険部局は登録リストを情報提供することが考えられる。
- ・ 地域において病床がひっ迫した場合において、市町村介護保険部局が、必要な介護サービスを継続する観点から、登録リスト上の居宅サービス事業所等に対して対応状況を照会することが考えられる。